

第七十三回
帝國議會
貴族院

臨時通貨法案特別委員會議事速記第一號

昭和十三年三月十八日(金曜日)午前十時
十一分開會

○委員長(子爵綾小路護君) ソレデハ前回

ニ引續キマシテ會議ヲ開キマス、先ヅ臨時
通貨法案ノ方カラ御質疑ヲ願ヒタイト存ジ
マス……御質疑ガナケレバ私チヨット御尋
ネ致シマスガ、此ノ法案通過ノ結果ハ「ニッ
ケル」、錫ハドノ位ノ節約ニナルデゴザイマ
セウカ、御差支ガゴザイマセヌデシタラバ、
其ノ數量等ヲ承リタイノデゴザイマス

○政府委員(關原忠三君) 昨日提案ノ理由

ヲ御説明申上ゲマシタ際ニモ申上ゲマシタ
ヤウニ、「ニッケル」、錫ノ生産ガ我が國ニ殆
ドゴザイマセヌデ、輸入ニ之ヲ仰イデ居リ
マスノデ、此ノ金屬資材ノ輸入ヲ成ルベク
消費ヲ節約致シマシテ、國際收支ノ改善ニ
資サウト云フコトガ目的ナノデアリマシテ、
只今計畫致シテ居リマス所ニ於キマシテハ、
現ニ發行セラレタルモノヲ其ノ流通市場カ
ラ引揚ゲルト云フコトハ考ヘテ居リマセヌ
ノデゴザイマシテ、今後ニ於キマシテハ此
ノ通貨法ノ御協賛ヲ經マシテ、從來ト異
ナリマシタ金屬資材ヲ以テ十錢、五錢、一
錢ノ臨時補助貨幣ヲ造ラウト思フノデゴザ

イマシテ、只今考ヘテ居リマス所デハ十
錢及五錢ニ付キマシテハ銅ト「アルミニウ
ム」ノ合金ヲ以テ所謂「アルミニウム・プロ
ンズ」ノ貨幣ニシタイト考ヘテ居リマス、ソ
レカラ一錢ニ付キマシテハ銅ト亜鉛ノ合金
所謂黃銅……黃銅ト稱セラレテ居ル黃銅
ヲ以テ拵ヘヨウト云フ風ニ豫定ヲ致シテ
居リマス、御質問ノ此ノ爲ニドレダケ此ノ
「ニッケル」ナリ、錫ナリノ資材ガ節減サレ
ルカト云フ問題ニ付キマシテハ、今後ノ製
造ノ數量ニ依ッテ異ナルノデゴザイマスガ、
假ニ十錢ヲ大體毎年ノ製造ノ豫定ニ從ヒマ
シテ、假ニ四百萬圓、ソレカラ五錢ヲ百五
十萬圓、一錢ヲ百七十萬圓、是ダケヲ製造
スルモノト假定致シマシテ、茲ニ只今申上
ゲマシタヤウナ補助貨幣ヲ造テ現行貨幣
ノ製造ヲ中止スル、斯ウ云フコトニ致シマ
スト云フト、「ニッケル」ニ於キマシテ二百
四十四「トン」ノ節約ニナリマス、ソレカラ
錫ニ於キマシテ二十五「トン」餘ノ節約ニナ
ルノデアリマス、「アルミニウム」ニ於キマ
シテハ十二「トン」ヲ新規ニ増加致シマス、
ソレカラ銅ニ付キマシテハ現行貨幣ト臨
時補助貨幣トヲ差引キマシテ、約二百「トン」

バカリ増加トナリマス、亞鉛ニ付キマシテ
ハ、是モ矢張り銅ト同ジヤウニ現行貨幣並
ニ臨時補助貨幣ノ所要額ノ差引ニ於キマシ
テ、五十七「トン」バカリ増加スル、斯ウ云フ
計算ニナルノデアリマス、之ヲ現在ノ時價
ニ於キマシテ計算致シテ見マスト云フト、
約六七十萬圓材料費ガ節約ニナルト云フ計
算ニナルノデアリマス

○委員長(子爵綾小路護君) 他ニ御質問ハ

ゴザイマセヌカ
○男爵高崎弓彦君 チヨット伺ッテ見タイノ
デアリマスガ、私ナドノ經驗ニ依リマスト、
日本ノ此ノ補助貨幣ト云フモノハ日本ノ國
内バカリデ通用シテ居ラナイデ、關東州ニモ
通用シテ居リマスシ、滿洲ニモ行ッテ居ルト
思ヒマス、朝鮮ニモ多分日本ノ補助貨幣ガ
五錢、十錢ノモノガ通用シテ居ルヤウニ思ッ
テ居リマス、サウスルト先ヅ此ノ補助貨幣
ト云フモノハ段々行ケベ、是ハ北支ノ方ニ
モ出テ行クノデヤナイカト思ヒマスガ、併
シ其ノ場合ニ支那ノ下層階級ノ人間ハ殊ニ
硬貨主義デ、金ノ實質ヲ貴シデヤッテ居ル者
ガアルノデスガ、今デモモウ既ニ「ニッケル」
トカ白銅トカガ通用シテ居ルト思ヒマス、

北支邊リ迄……、ソコハ私ハ能ク存ジマセ
ヌケレドモ、サウスルト今度變ッタク安ッポイ
金ガ行渡ル、安ッポイカ安ッポクナイカ知リ
マセヌケレドモ、見タ處此ノ違ッタク質ノ金ガ
行クヤウニナルグラウト思ヒマス、サウス
ルト日本ノ貨幣ニ對スル價值ニ幾ラカ疑ヲ
起スノデヤナイカ、ソレガ爲ニホンノ極ク
些細ノコトカラ極ク大キナコトニ迄及ンデ
來ルモノデアリマスカラ、小サイ補助貨幣
デモ、亦紙幣ノヤウナ大キナ十圓トカソレ
以上ノモノデモ、金トシテ通用スルニ變リ
ハナイノデスカラ、矢張り其ノ邊ニドンナ
風ナ變化カ何カ起リハシナイカ、當局ハ一
向ソレデモ差支ナイヤウニ御考ニナルノデ
アリマスガ、其ノ邊ヲチヨット伺ッテ置キタ
イト思フノデスガ……

○政府委員(關原忠三君) 御答ヘ申上ゲマ

ス、補助貨幣ニ付キマシテハ御承知ノヤウ
ニ實質價值ト名目價值トハ相當違ッテ居リ
マシテ、矢張り貨幣法ヲ基礎ト致シマシテ、
所謂邦貨ニ對スル補助ノ少額ノ貨幣トシテ
流通ヲシテ居ルノハ申上ゲル迄モナイコト
デゴザイマシテ、例ヘテ申シマスレバ五十
錢ノ銀貨ガ實ハ五十錢ダケノ値打ガナイノ

デアリマシテ、相當實質ノ價值ガ下ツテ居ルノデアリマス、併シソレヲ五十錢トシテ流通ヲシテ居ル譯デアリマス、御指摘ノ朝鮮、臺灣、樺太ニ付キマシテハ、貨幣法ガ矢張り勅令ヲ以テ是等ノ地域ニ施行サレテ居ルノデゴザイマスカラシテ、此ノ臨時補助貨ヲ造リマス場合ニ於キマシテモ、此ノ臨時通貨法ガ制定サレマシタナラバ自然朝鮮、臺灣、樺太ニ對シマシテモ此ノ法律ガ施行サレルコトニナルト考ヘルノデアリマス、即チ我が領土ニ於キマシテハ、此ノ臨時補助貨幣ガ補助貨幣ト同様ニ一定ノ限度迄強制通用力ヲ持ツテ通貨トシテ流通サレルコトニナルト考ヘルノデアリマス、關東州、滿洲ニ於キマシテハ、是ハ事實上ノ問題トシテ或ハ補助貨ガ向フノ方ニ參ッテ居ルコトモアルト考ヘルノデアリマスガ、其ノ關係ハ全く事實ノ關係デゴザイマシテ、國內ニ於ケルモノノ如ク法律ノ規定ニ依ッテ強制ノ通用力ヲ與ヘラレテ居ルモノデハナイノデアリマス、ソレデ御心配ノ貨幣制度ニ對スル何ト申シマスカ、心配ト云フヤウナ點ハ私共ハ補助貨幣ニ付キマシテハ、貨幣制度ニ對スル國民ノ信頼ガアレバ差支ナイト考ヘテ居ルモノデゴザイマシテ、極端ニ申シマズレバ、或學說等ニゴザイマスカヤウニ、紙

ガ最モ宜カラウト云フヤウナ話モアルノデゴザイマスカレドモ、必ズシモサウハイカスト思ヒマス、今度發行致シマスル臨時補助貨ハ、現行ノ補助貨ト殆ド價值ニ於キマシテハ變リハナイ、實質ノ價值ニ於テモ變リハナイノデアリマス、十錢、五錢ニ付キマシテハ白イ色ヲシテ居リマシテ、出來ルダケ今度ノモノニ付キマシテモ白イ色ニシタイト色々考ヘテ研究モ致シテ見タノデアリマスカ、ドウモ「ニッケル」ヤ銀貨ノヤウニ白イ色ニハイカヌ、合金ノ性質上ドウモ行カヌヤウデアリマス、一錢ノ現行ノ青銅貨、今度造ラウト政府ニ於テ計畫シテ居リマスル黃銅貨、之ニ付キマシテハアマドナラモ同ジヤウナモノト思ヒマスカ、ソレデゴザイマスカラスウ云フ臨時補助貨ヲ出シマシテモ補助貨ノ流通ニ對シ國民ガ心配ノ考ヲ起スト云フヤウナコトハ全然ナイコトデヤナイカト考ヘテ居リマス

○男爵高崎弓彦君 無論日本國內デハ私ハ誰モ、是ハ法律デ以テ定メラレレバ別ニ之ニ對シテ疑ヲ懷ク者モナシ、今迄ノヤウニ通用スルト思フノデアリマスカレドモ、支那ヘ行キマスト、實際、事實銅貨ヤナンカデモ、銀貨ニ對シテ銅貨ハ餘計ニナッテ見タリ、色々ナ風ニ實際通用ノ上ニ於テハ大變

ニ差ガアルノデゴザイマス、ソレデアリマスカラ今迄詰リ日本ダケト云フヤウニ御考ニナッテ仰シヤルト、日本ノ中ダケハソレデ宜イカモ知レマセヌガ、是ハ外國ニ行ツタ場合ニハ日本ノ金ノ價值ガ下ルト云フコトニナルト、殊ニ支那ニ對シテ日本ガ是カラ進ンデ行ク場合ニハ、支那人ハ何ヨリ一番先ニ經濟ノコトヲ考ヘマスカラ、金ノ値段ガ惡イト云フコトハ一番ナニシヤシナイカト思フノデアリマス、日本ノ金ノ價值ヲ疑ハシナイカト思フノデアリマス、殊ニ是ハ上海アタリニ行キマスト銀行ガ勝手ニ妙ナ金ヲ出シテ居リマス、金ノヤウナモノヲ……、貨幣デハナイケレドモ真中ニ五錢トカ十錢トカ掘リ抜キニナツタヤウナモノヲ出シテ金ノ代リニ使ッテ居ル、結局ソレハ信用デヤツテ居ルノデゴザイマセウケレドモ、サウ云フ金モアル、サウ云フ場合ニ何ガ本ニナルカト云フト信用ガ本ニナルノデアリマスカ、其ノ信用ガ疑ハレルヤウナ硬貨ヲ發行ナサルト云フコトハ……、是ハ國內ダケデ御使ヒニナルノハ是ハ一向差支ヘナイノデスカレドモ、又例ヘテ言フト、矢張り著物ニモ他所行ト家デ著ル著物トアルヤウニ、他所ヘ行ク時ニハソレ程金ガナクテモ立派ナ裝ヲシテ行ク、見榮ダケハ張ラナケレバ

ナラスト云フヤウナコトモアルノデ、ドウ云フ風ナ結果ヲ及スカ、其ノ邊ハ御考デ居ラシヤルノカ、居ラシヤラナイノカ、チヨット伺ッテ見タイ

○政府委員(中村三之丞君) 今御話ノ補助貨ガ所謂北支等ニドレダケ行ツテ居リマスカ、明確ナ數字ハ存ジマセヌガ、御承知ノ通り今爲替管理ガゴザイマシテ、サウ云フモノヲ持出スコトニ對シマシテハ嚴重ニ取締ラシテ居リマス、「ボケット」アタリニ入レテ潜ッテ出ルノカモ知レマセヌガ、嚴重ナ取締ガ出來テ居リマス、ソレカラ今理財局長カラ申上ゲマシタ如ク、「アルミニウム・ブロンズ」ノ金ハ現在ノ補助貨幣ト品位、量目ニ於テ同ジモノデゴザイマス、又此ノ「アルミニウム・ブロンズ」ハ調査ニ依リマスト世界ニ於キマシテ十數國現ニ使ッテ居リマス、大國デ申シマスト「ドイツ」デモ使ッテ居ルノデゴザイマスカラ、日本獨特ノモノデナイト思フノデアリマス、今日「ニッケル」錫節約ノ上ニ於キマシテ、斯ウ云フ新通貨ヲ發行セラレタノデアリマスカラ、ソレハ品位、量目ニ於テ甚ダ差異ガアリマスカレバ、御説ノ如ク信用ト云フコトニナルカモ知レマセヌ、各國ニ於テモ採用セラレテ居ルモノデアリマスカラ、日本ガ若シサウ云

フコトニナッテ、甚ダシク信用ヲ害スルコト
ハナイダラウカト考ヘテ居リマス

○男爵高崎弓彦君 餘リ諄イヤウデスケレ

ドモ是ハドウモ私ハ此ノ臨時通貨法ト云フ
モノニ對シテ、決シテ反對スルモノデハナ
イノデスケレドモ、モウ今ノ處朝鮮、滿洲、
關東州ト云フモノハ殆ド日本ト同ジヤウナ
關係ニナッテ居ルカラ、往來モ昔ノヤウニ不

便デナク頻繁デスカラ、必ズ各地ニ幾ラカ
ツツ持ッテ行ク、其ノ幾ラカツツ持ッテ行ク

金ガ皆向フデ通用スルノデスカラ、向フデ
通用シナケレバ構ハナイ、通用スルノデス
カラソレハ自然海ヲ渡ッテ直接北支ヘ行カ
ナイデモ、皆北支ヘズツト廻ッテ行ク譯ニナ
ル、此ノ邊ハ餘程能ク御考ニナラナイトイ
ケナイダラウト思フ、伺ッテ見レバ僅カ二百

「トン」少々バカリ年ニ違フヤウナ大シタモ
ノデナイ、六七十萬圓シカ金ノ上ニハ差ガ
ナイモノデアリマス、ソレハ殊ニ此ノ支那
人ナドト云フモノハ、新シイ物ニ對シテ甚

ダ執著ノ薄イモノデスカラ、古イ信用ノア
ルモノ、ソレハアチラデ使ッテ居ル金ナント
云フモノハ、札ナンカ汚イ札ナドヲ何時迄
モ大事サウニ皆使ッテ居ルノデ、ソレガ皆通

用シテ居ルノデス、成ルベク是カラアチラ
ノ方ニ對シテ、ドン／＼日本ノ金ナンカ通

用シテ行クニ違ヒナイノデスカラ、其ノ場
合ニハ成ルタケ變ヘナイ、初メアツタモノハ

何時迄モソレヲ以テ使ヘルモノナラバ使ヘ
ルヤウニシタ方ガ宜インデヤナイカト思ヒ
マスケレドモ、如何デゴザイマセウカ、御當
局ハドウ云フ風ニ御考ニナッテ居リマセウカ、
チョット御考ヲ伺ッテ置キタイノデアリマス

○政府委員(關原忠三君) 此ノ補助貨幣ノ

名目、價值、ソレカラ素材、大キサト云フ
ヤウナモノニ付キマシテハ、成ルベク一旦
定メマシタモノハ同ジモノヲ維持スルト云
フコトガ、今ノ御話ノヤウニ通貨ノ頻々ト變

更スルト云フコトニ付キマシテハ、成ルベク
之ヲ避ケルノガ宜イト考ヘテ居リマス、併
シ結局補助貨幣ハ其ノ當時ノ經濟、交通ノ
實態竝ニ民度ノ發達ノ工合ニモ依ルモノデ

アリマスカラシテ、段々變ッテ行クト云フコ
トモアリ得ルト思フノデゴザイマス、今度
出來マス臨時通貨ニ付キマシテハ、附則ニ

モ其ノ趣旨ヲ明カニシデアリマスヤウニ、
支那事變終了ノ日ヨリ一年ヲ經過シタ後ハ
之ヲ發行シナイト云フコトニナッテ居リマ
シテ、全ク臨時的ノ措置トシテ我が國ノ國

際收支ノ改善ノ一助トシ、又金屬資材ノ節
約ノ一助トスル、斯ウ云フ趣旨ヲ以チマシ
テ臨時補助貨幣ト小額紙幣ヲ此ノ期間ニ限ッ

テ發行シヨウ、斯ウ云フコトニナッテ居ルノ
デアリマシテ、是ハ誠ニ已ムヲ得ナイコト

デアルノデアリマス、而シテ只今御質問ノ
滿洲、北支等ニ對スル關係デゴザイマスガ、
之ニ付キマシテハ滿洲ニ付キマシテモ滿洲
ノ國幣ガアリ、貨幣法及中央銀行ノ規定ガ

出來テ居リマスシ、北支ニ付キマシテモ其
ノ通り、矢張り貨幣法ト中國聯合準備銀行
ノ成立ヲ見タノデゴザイマシテ、之ニ依リ
マシテ其ノ銀行券ナリ、或ハ小額ノ所謂補

助貨ニ當ルヤウナモノモ出テ居ルノデゴザ
イマシテ、私共ハ我が國ノ補助貨ヲ制定スル
ニ當リマシテ、滿洲、北支ニ是ガ流通サレ

ル場合ニ於テイカヌト云フコトヲ一應ハ考
ヘマスケレドモ、先程御質問ノ中ニモアリ
マシタヤウニ、貨幣制度、殊ニ補助貨ニ付

キマシテハ、信用ト云フコトガ一ツノ基礎
ニナルノデアリマスカラ、名目價值ノ實質
價值ガ補助貨ニ於キマシテハ違ッテ居ルト

云フコトガ本體ナノデアアルノデアリマシ
テ、補助貨ノ資材竝ニ品度量目ト云フコト
ニ關シマシテ、御質問ノヤウナ點ヲ、サマ
デ考慮ニ加ヘル必要モナイノデハナイカト
云フ風ニ考ヘテ居ルノデゴザイマス

○加藤敬三郎君 現在通用シテ居ルモノハ、
改鑄ニナッテ來ルモノデスカ、矢張り其ノ儘

發行シテオイデニナルノデアリマスカ
○政府委員(關原忠三君) 大體御言葉ノ通

リニ致シタイト考ヘテ居リマス
○加藤敬三郎君 別段引上ゲテ、ソレヲ改
鑄スルト云フコトハナイデスネ

○政府委員(關原忠三君) 只今迄ノ所デハ
別ニ改鑄ヲシヨウト云フ風ニ考ヘテ居リマ
セヌノデアリマシテ、今後御承知ノヤウニ、
大體補助貨ハ年々普通ノ年ニ於キマスト云

フト、總額五「パーセント」位増加シテ參ッ
テ居リマス、昨年八十「パーセント」増加シ
テ居ルヤウナ狀態デアリマシテ、今後新タ

ニ鑄造シマスモノニ付キマシテ、此ノ法律
ニ基クヤウナモノヲ造ッテ行キタイ、現ニ流
通シテ居ルモノニ付キマシテハ、之ヲ引上

ゲルト云フヤウナ計畫ハ今日ハ持ッテ居リ
マセヌ
○委員長(子爵綾小路護君) 他ニ御質疑ハ
ゴザイマセヌカ、ソレデハ臨時通貨法案ニ

對スル御質疑ハ終了致シタモノト承知致シ
テ御異議ゴザイマセヌカ
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ
○委員長(子爵綾小路護君) ソレデハ此ノ
法案ノ質疑ハ終ッタモノト認メマシテ、次ノ
關稅定率法中改正法律案ノ御質疑ヲ願ヒマ

○男爵高崎弓彦君 關稅法ノ改正ノ中ニ、衆議院ノ是ハ速記ノ中ニアルノデスケレドモ、觸媒ト云フ字ガアルノデスケレドモ、何デアリマスカ、チヨット能ク分リマセスカラ説明シテ戴キタイト思ヒマス

○政府委員(中村三之丞君) 觸媒ト云フコトハ専門ノコトデゴザイマスカラ、關稅課長カラ御説明申上ゲマス

○政府委員(尾關將玄君) 觸媒ト申シマスルノハ、化學工業ニ於キマシテ、一定ノ化學變化ヲナス時分ニ、原料物質ノミデハ其ノ反應ガ極メテ遲々トシテ進マナイケレドモ、之ニ或種ノ物質ヲ入レマスルト、其ノ化學變化ガ促進セラレマシテ、極メテ有效ニ作業ヲ行ヒ得ル場合ガアリマス、而モ其ノ入レマシタ物質自身ハ化學變化ヲ起サナイ、斯ウ云フヤウナ物ガアリマス、此ノ化學反應促進機能ヲ有スルヤウナ、サウ云フヤウナ物ヲ一般ニ觸媒ト斯ウ申シテ居ル譯デゴザイマス、尙サウ云フヤウナ物ハ此ノ水素ヲ拵ヘル時ニ、此處ニ擧ゲテ居リマス鐵ノ觸媒ノ外ニ、硫酸ヲ拵ヘル時分ニ白金ノ觸媒デアルトカ、或ハ「ヴァナヂウム」ノ觸媒デアルトカ云フヤウナモノモゴザイマス

○委員長(子爵綾小路護君) 他ニ御質疑ハ

ゴザイマセスカカ……ソレデハチヨット政府委員ニ御尋ネ申上ゲマス、兎毛皮ノ輸入先ハ只今何處デゴザイマセウカ、ドウ云フ方面カラ輸入セラレルノデアリマセウカ、其ノ點ヲ伺ヒタイト思ヒマス、ソレカラモウ一ツハ製帽用兎毛ニ供スル爲ノ兎毛皮デアリマスルガ、其ノ使用目的ヲ定メルノニ、ドウ云フ風ニ御監督ガ出來マスルカ、其ノ二點ヲ承リタイト存ジマス

○政府委員(尾關將玄君) 兎毛皮ノ現在ノ輸入先ハ、昨昭和十二年ニ付テ申上ゲマスルト、輸入數量全體ガ二萬四千九百九十圓デゴザイマス、其ノ中滿洲國カラ輸入サレルモノガ二萬三千二百九十六圓、「アメリカ」合衆國カラ輸入サレマシタモノガ八百二十二圓、中華民國カラ輸入サレタモノガ六十四圓、海峽植民地カラ輸入サレタモノガ八圓ト斯様ニ相成ッテ居リマス、サウシテ是カラ先キ輸入サレルノモ主トシテ滿洲國又ハ北支カラ輸入サレルヤウニ相成ルト存ジテ居リマス、今一點ノ御質問ハ制帽用兎毛皮ハ何ニ用ヒラレルカト云フ御尋ト、ソレカラドウ云フ監督ヲシテ行クカト云フ御尋デアット存ジマスルガ、此ノ製帽用兎毛皮ハ、之ヲ輸入シマシテ、サウシテソレカラ毛ヲ取りマシテ、毛ト皮ト離スト云フヨリ

○委員長(子爵綾小路護君) チヨット私ノ御尋ノ仕方ガ惡カッタカモ知レマセヌガ、私ハ斯ウ云フコトヲ御尋シタノデアリマス、第一ノ點ハソレ宜シイノデスガ、第二ノ點デアリマスルガ、製帽用ノ目的ニ使ハレルモノ以外ノ製造ノ目的ニ使用サレルモノガ、矢張り入テ來ルドラウト思フノデゴ

モ、寧ロ毛ヲ取ルト申上ゲタ方ガ宜イカト存ジマス、アトノ皮ハモウ何ニモナラナイ、屑ニナルノデアリマスカラ、毛ト皮ト離スト云フ方ガ本當カモ知レマセヌガ、毛ヲ取ルト云ツク方ガ實質的ニハ適當カト存ジマス、サウ云フ風ニシテ毛ヲ取りマシテ、其ノ毛ヲ帽子……「ファー」ト申シマスガ、此ノ普通被ッテ居ル中折帽ニナッテ居ルアノ帽子ヲ造ル原料ニ致スノデゴザイマス、サウシテサウ云フヤウナ兎毛皮ヲ輸入シテ、サウ云フ帽子ニ使ハレルヤウニナツカドウカト云フコトヲ監督スルノニハ、ドウ云フヤウニシテ監督スルカト云フコトニ付キマシテハ、サウ云フ兎毛皮ヲ作ル工場ハ稅務署ノ承認ヲ得マシテ、稅務署ノ承認工場ト云フコトニナリマシテ、其處テ作ル、サウシテ稅務署ノ方ニ於テ其ノ監督ヲスルト、斯ウ云フヤウニ相成ッテ居ルノデゴザイマス

○政府委員(尾關將玄君) 「キヤッシユ・レヂスター」ノコトヲ伺ヒタイノデスケレドモ、「キヤッシユ・レヂスター」ハ今度ハ稅額ガ上ルノデゴザイマスネ、ソコデ是ハ今「キヤッシユ・レヂスター」ハ元「ナシヨナル」ト云ッテ「アメリカ」ノモノガ非常ニ澤山入ッテ居ッタノデゴザイマスガ、今モ日本デ、斯ウスツカリ之ヲ「カヴァー」スル位出來ルノガアルノデゴザイマスカ、ソレカラソレヲ造ルニ付テ向フニ特許料カ何カ拂ハズトモ出來ルヤウニ、特殊ナモノガ出來ルヤウニナツタノデゴザイマスカ、チヨットソコヲ伺ヒタイ

○政府委員(尾關將玄君) 「キヤッシユ・レヂスター」ハ仰セノ如ク、此ノ「ナシヨナル」金錢登録器ノモノヲ用ヒルモノガ隨分多クタクノデゴザイマスルガ、最近日本ニ於キマシテモ相當技術ガ進ミマシテ、例ヘバ神戸製鋼株式會社鳥羽工場、或ハ國產金錢登録器

○政府委員(尾關將玄君) 「キヤッシユ・レヂスター」ハ仰セノ如ク、此ノ「ナシヨナル」金錢登録器ノモノヲ用ヒルモノガ隨分多クタクノデゴザイマスルガ、最近日本ニ於キマシテモ相當技術ガ進ミマシテ、例ヘバ神戸製鋼株式會社鳥羽工場、或ハ國產金錢登録器

株式會社等ニ於キマシテモ生産ガ出來ルヤウニ相成リマシタ、又此ノ「ナシヨナル」ノ方モ製品ヲ直接輸入スルノハ實ハ割合ニ少クナリマシテ、日本金錢登錄器株式會社ニ於

キマシテモ、部分品ヲ以テコナラデ組立テテ居リマスルガ、其ノ部分品ノ中ニハ必ズシモ「アメリカ」ノモノバカリデナク、日本ノモノヲ以テモ拵ヘルヤウニ相成ッテ參ッ

ノデゴザイマス、尙サウ云フモノヲ拵ヘルノニ、特許料等ノ支拂ヲシテ居ルカト云フ御尋デアツカト存ジマスルガ、特許料ハ支拂ッテ居リマセス

○委員長(子爵綾小路護君) 他ニ御質疑ガゴザイマセスカ……ソレデハ私一ツ御尋ネ致シタイ、紅松ガ滿洲カラ相當ニ入ッテ居ルヤウデゴザイマスガ、今度ノ關稅改正ノ影響ハ主トシテ紅松ガ一番深イト思ヒマス、其ノ紅松ハ年額下ノ位ノ數量ヲ輸入サレル

モノデゴザイマスカ、其ノ點御伺ヒ致シマス
○政府委員(尾關將玄君) 紅松ノ輸入ハ主トシテ朝鮮デゴザイマスルガ、昨昭和十二年ニ於キマシテ朝鮮ニ輸入サレマシタノガ百八十五萬七千圓デゴザイマス、ソレカラ日本内地ニ輸入セラレマシタノガ十二萬九千圓デゴザイマス

○委員長(子爵綾小路護君) 他ニ御質疑ガ

ゴザイマセスカ、ソレデハ御質疑ハモウ大體終了致シタモノト承知致シテ御異議ゴザイマセスカ
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(子爵綾小路護君) 然ラバ關稅定率法中改正法律案ノ質疑モ終了致シタモノト承知致シマス、ソレデハ兩案ヲ一括致シマシテ討論ニ入リタイト存ジマスガ御異議ゴザイマセスカ
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(子爵綾小路護君) ドナタモ御發言ゴザイマセスカ、然ラバ兩法案ハ原案通り可決致シタモノト決シテ御異議ゴザイマセスカ
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(子爵綾小路護君) 然ラバ兩法案ハ可決致シマシタ、是ニテ本委員會ヲ終了致シマス
午前十時五十二分散會
出席者左ノ如シ

委員長 子爵綾小路 護君
副委員長 男爵佐藤達次郎君
委員 侯爵佐竹 義春君
男爵高崎 弓彦君
武井覺太郎君

長野 忠次君
田中德兵衛君
加藤敬三郎君

政府委員
大藏參與官 中村三之照君
大藏省理財局長 關原 忠三君
大藏書記官 尾關 將玄君
農林省山林局長 村上富士太郎君

昭和十三年三月十九日印刷

昭和十三年三月二十日發行

貴族院事務局

印刷者 內閣印刷局